



## 方法意見書

(仮称)千種駅前計画に係る環境影響評価方法書についての名古屋市環境影響評価条例第13条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

令和8年5月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

(仮称)千種駅前計画に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価方法書に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、丁寧かつ適切に対応することが必要です。

### 1 対象事業の内容に関する事項

- (1) 地上部の事業計画の検討にあたっては、周辺環境への影響にも配慮すること。
- (2) 新建築物関連車両が利用する出入口の位置の計画が明らかにされていないが、出入口の位置によって、歩行者等との交錯の程度が変化することが考えられる。したがって、駐車場出入口の位置の検討にあたっては、歩行者等に対する安全性（交通安全）も十分考慮すること。

### 2 事前配慮に関する事項

- (1) 水循環の保全について、地下構造物の存在を考慮し、地下への雨水の浸透方法等について具体的な内容を明らかにすること。
- (2) 日照阻害について、教育施設等との協議の時期は、実効性のある対応策の協議が可能な時期とする必要があると考える。したがって、このことを考慮した上で、適切な時期に教育施設等と確実に協議、調整を行うこと。

### 3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価に関する事項

#### (1) 大気質

工事中に発生する粉じんによる環境への影響が懸念される。したがって、既存施設基礎部の解体及び新建築物の建設に伴う粉じんの発生及び飛散について、適切な予測及び評価を行い、環境保全措置を検討すること。

#### (2) 騒音・振動

新建築物関連車両が利用する出入口の位置によって道路交通騒音・振動への影響も変化すると考えられる。したがって、出入口の位置について環境影響評価準備書に記載するとともに、新建築物関連車両の走行による騒音・振動について適切に予測地点を設け、予測及び評価を実施すること。

### (3) 緑地・ヒートアイランド現象

ア 植栽を計画する際には、生物多様性の保全に留意した種の選定に配慮すること。

イ 緑地等については、建物完成時だけでなく、その後の維持管理が重要であることから、長期的な視点に立った緑化計画を策定するとともに、予測及び評価にあたっては、適切な時期を選定すること。

## 4 その他

(1) 対象事業の内容について、周辺地域内の住民等へ適切な時期に丁寧に説明すること。住民等から寄せられた意見について、十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。

(2) 今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。